

## ○ 都道府県を水道行政の中でどう位置付けるべきか。市町村経営原則をどう扱うべきか。

(主な意見)

- ・ 都道府県を主要な水道事業者位置付けることが検討されているが、市町村と都道府県の役割分担についてきちんと議論する必要がある。
- ・ 国、都道府県、市町村、企業の役割を明確化し、あるべき方向性を検討する必要がある。
- ・ 地方分権の観点から、義務付け、枠付けが見直される流れにも配慮すべき。
- ・ 自治法における都道府県の補完性の原則に則り、都道府県の役割や権限の強化を考えていく必要がある。水道は市町村原則になっていること、料金が条例主義になっているなど住民自治となっていることから、そこを基本に考えるべき。
- ・ 将来、垂直統合が進んだ結果として、都道府県営・企業団営という形態が、地域の実情に応じて存在しうることも踏まえ、都道府県営・企業団営について、水道法上明確に位置づけてはどうか。

- ・ 現行法において、都道府県は水道事業を経営することができ、一部事務組合の設置も可能であることから、法改正が必要とまでいえるのか。
- ・ 水道事業は、防災や災害対応の視点を含め、技術的要素が非常に高いことから、市町村が主体となるのが基本であり、その上で、協議の場を設けるなど都道府県による積極的関与を法制度上強化・付与することが重要。
- ・ 長い歴史のある市町村原則を直ちに廃止することはありません。広域化、統合への気運が高まって、その結果として都道府県営の水道ができあがるもの。末端給水事業を行っていない都道府県に対して、水道事業を経営させることは適当ではなく、経営主体について、多様性が認められる制度にしてほしい。
- ・ 給水人口5万、10万人以下の事業体の経営が将来的に難しいことを考慮すると、行政単位というより、事業としての適切な規模を示していくことも必要ではないか。

- 広域連携を推進するために、都道府県の機能についてどう考えるか。
- 広域連携の有力な一方策であると考えられる水道用水供給事業と受水水道事業の統合をどう推進すべきか。

(主な意見)

- ・ 広域化について、都道府県に大いに期待しているが、法的根拠が明確に示されていないため、制度として検討されるとよい。
- ・ 都道府県だけでなく、国・市町村(事業体)の役割を明確化したうえで議論すべき。
- ・ 広域連携は、都道府県が調整役を担ったうえで拠点都市を軸に進めることが重要。
- ・ 30年、50年先の人口が数十%減少したときの事業のあり方を考えることが重要であり、都道府県がリーダーシップを取って広域連携の議論をする場合には、長期的視点に立って、各市町村の水道事業者が将来も持続できるのか、不可能ならばどういう形での広域連携が必要なのかを議論することが重要。
- ・ 都道府県が、広域連携の調整役、推進役として権利調整を含めて何ができるかを考える上で、都道府県にどのような権限を付与するかは重要。通り一遍で県に権限を与えても、なかなか進まない。都道府県が水道事業の統合を勧告するとか、事業基盤強化計画を市町村の要請なしに作るといったことが、どのような場合に可能か等を慎重に検討すべき。

- 都道府県が推進役を果たすためには、水道事業者の情報が必要であり、そうした情報を収集する仕組みが必要ではないか。用水供給との垂直統合の対応案については、実効性を確保する仕組みやどの程度の強制力があるかも併せて議論すべき。
- 経営状態の良い水道事業者にも広域連携の議論に参加してもらい、脆弱化している事業者を皆で救っていくことが重要。
- 経営統合であれば、料金を統一せずとも広域的な枠組みでの経営が可能だということを正しく認識してもらえよう、情報発信を充実すべき。
- 水道事業の基盤強化については、都道府県ごとにさまざまな異なる取組がなされており、地域の特性に応じて、都道府県が柔軟に役割を果たせるような仕組みが適当ではないか。
- 災害対応能力の確保の観点からも、広域連携は重要。
- 諸外国の研究成果等から、用水供給事業と末端給水事業の統合には経済的メリットがあることが明らかにされている。
- 垂直統合は、水質管理の点や、料金システムを統合するわけではない点からも、メリットは大きい。
- 地域の実情もあるので、垂直統合のみを進めるのではなく、実情に合った多様性を認めてもらえる枠組みにしてほしい。

## ○ 国は都道府県の取組や水道事業者の取組をどう支援すべきか。

(主な意見)

- 水道事業体の経営上の課題や支援策を検討する場合には、大規模事業者と中小事業者を一律に論じることは適切でなく、経営的な指標などを用いて規模別に考えていくべき。
- 都道府県が独自に財政支援をするのは現実には困難で、国の財政支援が必要。
- 広域連携は、都道府県が調整役を担ったうえで拠点都市を軸に進めることが重要で、そこへどういう支援ができるかを議論すべき。
- 人が少なく広い地域の事業者との統合も進めていけるような支援が必要ではないか。
- 統合にはイニシャルコストがかかるため、協議が整った際の統合に向けた事前の調査や人のやりくりも含めて、国からの補助が重要。
- 広域化の推進は、単年度ではない長期の補助金の確保が重要。
- 計画の内容に対して財政支援が受けられる仕組みが必要ではないか。
- 実効性のある計画を作るには、広域化に際して必要な施設整備や料金システムの構築に対する財政的支援の後押しが必要ではないか。

## <国が定める基本方針>

(主な意見)

- 広域連携が進まないところに対する国の支援の選択肢を示してはどうか。
- 経営状態や技術的な事項について国によるべき基準・指標を設けることが必要ではないか。

## <水道事業等の広域的な連携を図るための協議の場>

(主な意見)

- 市町村と都道府県は対等であり、市町村に強制するのではなく、都道府県が音頭をとって協議の場を設けることは重要。
- 都道府県が主導して協議の場を設けることは賛成で、法的裏付けがあるとよい。
- 自治法における協議会等の広域連携の手法との整合性をとる必要がある。
- 特に小規模事業者に対して目が行き届くよう、都道府県は協議の場を必ず設けることとしてほしい。

- ・ 協議会の構成員には、学識経験者だけでなく、利用者も含め、幅広い関係者を集めるべきではないか。

## ＜都道府県が定める水道事業の基盤強化を図るための計画＞

(主な意見)

- ・ 都道府県は、計画策定に当たり、協議の場を設けることができるので、「市町村からの要請がなくとも」という表現は不要ではないか。
- ・ 計画は、都道府県が一方的に先に策定し、市町村に従ってもらうものではない。
- ・ 計画には、施設の耐震化や広域連携に向けた施設の整備、人材派遣についても盛り込むべき。

## <統合の計画>

(主な意見)

- ・ 地域の実情に即した形で多様なあり方を認めてほしい。
- ・ 都道府県が計画を策定しても、実現するのには何年もかかるため、人事異動や首長の交代により広域化が頓挫しない方策が必要ではないか。

## ○ その他

(主な意見)

- ・ 歳出抑制については、これまでは人員削減で対応してきたが、もはや技術継承も人材育成も不十分な状況になってしまっており、今後は共同化、広域化が重要。
- ・ 統合に際し事業の運営方法を見直すに当たっては、効率化したが質が下がったということがないように、利用者サービスの維持・向上という観点も取り入れるべき。